

ひけるに、三田崎とやらん士の家來走り、其代りに主を切腹とやら承り候由申して通りたり。是はと思ひ、三藏立歸り、其夜の曉七半時過、孫市が宅の門を敲き、三藏参り候由を申す。孫市出で、三藏め何しに來たぞ、早々往けと云ふ。いや且那樣の御切腹と承り、驚き参り候と云ふ。あほうめ、おれは行懸の駄賃ぢや。子共が聞かぬ先にゆけといへども、中々存寄らぬ躰也。はや孫市のせがれども聞付け、扱々親仁は氣違か、それ搦めく、れと云ふ。孫市聞いて、己れらは御主の役に立つものでなし。あの男が主の命に代らんとて來るに、どこへ行くものぞ。夫を搦る法やあると叱らる。扱三藏半合被命、吟味有之處、越前金津に罷有、委細承り急ぎ罷歸り候由申す。孫市が答方も一々申けり。然るに十日許過ぎ、柳原豐藏は泉野にて牛裂の刑に被仰付。扱牢屋へ御歩小頭大山五郎左衛門 東郷與次右衛門兩人被遣、三藏め申分神妙に被思召、孫市口上も譯宜く候故、一命御助け可被成候間、情を出し奉公せよと被仰渡、孫市にも目を懸け能く遣への御事也。後に三藏は小幡不入被貫、知行百五拾石まで取上げたるよし云々。按ずる

に、右は菅家見聞集に、元和八年澤田次左衛門組、持筒頭足輕榊原文藏、衆道之事に依りて於泉野牛裂之刑に被處とある時の事也。但し山本基庸の夜話録には、三段崎孫市をば三山市兵衛とす。其の傳話に云ふ。毛利庄兵衛前髪有之時分、衆道之事にて騒動有之、鶴松と云ふ者牛裂に被仰付候。只今のつるま谷と云ふは、其時分より名付申候。此時取持する者、何れも御刑法に候。此内に三山市兵衛幼少より召仕候草履取有之候。此者市兵衛に被預置處、欠落仕候に付、市兵衛に可尋出可申候、右之者出不申候は、市兵衛曲事に可被仰付之旨被仰渡候處、市兵衛不相尋、毎日美食料理にて酒をのみ、心安き者共を呼集め咄申候。何れも相尋候へと申候へ共、市兵衛申候は、欠落他國へ参候者知れ申間敷与存候。とても尋付不申者故に精を盡し、老人が命を惜しみあがき廻り、終につめ腹切申抔と人に笑れ候よりは、如此たへ废物にても食ひ樂しみ、其後切腹可仕との覺悟也と云ふ。件の草履取越前に罷在、金澤の様子心元なく存じ、金澤より來る旅人承合候へば、三山市兵衛家來御預けの者欠落仕とて、三十日之内に不尋出候は、市

兵衛切腹被仰付との由、笑止成事也と云ふ。久々の主人及迷惑ては生甲斐無之と存じ、夜中立歸り、御身の上御難儀と承り罷歸りたり。公儀へ御出可被下と云ふ。市兵衛聞いて、扱々奇特千萬也。手前事既に七十歳に今少しの身也。年若成者生寄させ候事不便千萬也。早く立退可申とて、金子拾兩出し、拙者切腹取置く爲に残し置きたる金子なれ共、炭二三俵にて濟む事也。路銀にとらせ候條、早々立退候へと云ふ處、不存寄事也、罷歸候者が何程御意候とて立退き申ものに候哉と合点せず。親類中も此上は言上被致可然と色々市兵衛に申聞に付、無是非立歸候趣を言上する處、市兵衛前後の仕形一々達御聽、被聞召被仰出候者、主人の難儀を承及立歸候段、奇特に被思召に付、御赦免被成、勝手次第召仕可申。市兵衛儀御預置の者爲致欠落儀は不調法に候へども、久々召仕候もの立歸候故、不便に存候て我身を不願、重て立退候やう申渡儀、御前御家人を不便に被思召も同事に被思召候故、市兵衛儀御免被成旨被仰出。市兵衛儀は不及申、御家人一統落涙仕たり。扱右の草履取、小幡宮内不入事達て所望致され、侍になし

小知も給り候由。宮井喜兵衛は三山市兵衛と親類之旨にて、右の咄承りたり。右草履取御感被思召候哉、市兵衛は小身也、取立候儀も成間敷、高知之者共之内に貫ひ可申との御噂有之故、小幡宮内もらひ、侍となし、知行可遣旨申上候へば、左様可致事と御意有之旨、亡父山本瀬兵衛咄申。とあり。按ずるに、三山市兵衛は寛永四年の土帳に、御羽織衆御廊下御番四百五十石三山市兵衛。とありて、三段崎孫市とは元より別人也。但し何れか正説ならん。

○二俣屋五右衛門蓋邸

二俣屋は田町にての舊家にて、此の邸地は、往古小立野のがけ下なる幽谷の儘を露地となしたり。舊傳に云ふ。昔蓮如上人當國下向ありし時、此の地の風景を賞翫せらる。故に其の時の地景のまゝを後々まで残せりとて、樹木は松のみにて、自然の巖石を谷川の漲り落る風景は更也。巖石のこけむし、いと神さびたる躰、實に幽谷の如く、雅人の賞翫なしける露地なりしかど、明治維新の際家屋を毀ち、今は風致を損ぜりとぞ。

○板前町